

## 養育医療申請用リスト（申請者様用）

このリストは  
申請書提出時に必要なもの  
が揃っているかを確認する  
ためのものです。

□チェック欄

□申請書	申請者（家族の方）で太枠以外をご記入ください（記入例参照）
□養育医療意見書 1部	赤ちゃんの主治医に書いてもらってください
□世帯調書 1部	世帯全員の記入例に基づき記入してください（記入例参照）
□所得税額等確認書類 （同一世帯・18歳以上の父母、祖父母、兄弟姉妹等）該当するものを1部ずつ 赤ちゃんとし計を同じにする方について必要です。 * 父親が単身赴任の場合も必要です。	a 給与所得者・勤務者 → 源泉徴収票（令和 年分）の原本 b 自営業・農業 → 確定申告書の写し一式（税務署受付印があるもの） c 無職 → 市町村民税の課税状況を閲覧させていただきます d 生活保護受給者 → 生活保護受給者証明書 <福祉事務所>  * 源泉徴収票の再発行が困難な方や提出書類の源泉徴収額が0円の方については市町村民税の課税状況を閲覧させていただきます。 （ただし、 <u>基準日以降に市に転入された方は転入前の市町村の市町村民税の課税証明書が必要</u> です。）
□健康保険の資格がわかるもの 1部	あかちゃん分が必要です  保険者から交付された「資格確認書・資格情報のお知らせ・資格取得証明書等」やマイナポータルの「資格情報」を印刷したもので可
□こども医療証の写し  1部	* 資格取得証明書でも可 注意：まだ手続きをされていない場合は必ず市役所本庁医療保険課及び支所市民窓口課で手続きをしてください。即日発効可能です。 （手続きが遅れますと保護者様の自己負担金がこども医療より充当できず保護者様へ納付書を送付することとなりますのでご注意ください）
□標準負担額減額認定証（入院時食事療養費）  ※該当者のみ必要 1部	世帯全員（健康保健に加入している扶養義務者）が市町村民税非課税の場合はあかちゃんの標準額減額確認書が必要です * 必要月に手続きをしないと遡って発行できないので注意 * 健康保険組合、協会健保等に加えの方は勤務先に、国保の方は市町村にて手続きをしてください。
□委任状兼同意書 1部	委任状の氏名は申請者の氏名を記入（申請書と同じ印を押印してください）
□印鑑（認印）	印漏れ、訂正等があるときに使用します
□低体重児出生届 1部	親子健康手帳（母子健康手帳）の【別冊】妊婦健康診査受診券最終ページ
□親子健康手帳のコピー 1部 （母子健康手帳）	親子健康手帳（母子健康手帳）の「出生届出済証明」「妊婦の健康状態」「妊娠中の経過」「出産の状態」をコピーしたもの  （家庭訪問する際の資料とさせていただきます）
□個人番号確認書類 （赤ちゃんと同じ世帯の方全員の個人番号が確認できるもの）	a 個人番号カード b 個人番号通知カード c マイナンバー入り住民票 d 住民票記載事項証明書
□本人確認ができる書類 （養育医療の申請に来られた方の身元が確認できるもの）	a 個人番号カード（写真付き） b 運転免許証 c パスポート d 住民基本カード（写真付き）